

令和7年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

申告書の提出先及び問合せ先

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取町役場 総務部 税務課 固定資産税グループ

TEL 072-452-1006 (直通)

償却資産について

1 償却資産とは

- 会社や個人で工場や商店などを経営されている方や駐車場・賃貸マンション・アパート等を貸し付けている方が所有している事業の用に供することができる資産。
 - 減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による計算上損金または必要な経費に算入される資産。
- ※ 事業の用に供することができるとは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用している場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

2 償却資産の種類

- 固定資産税の対象となる償却資産には6種類あり、具体的には次の表のようなものです。

種類	種類の名称	代表的な資産
第1種	構築物	舗装路面、岸壁、橋、サイロ、門扉、塀、緑化施設、庭園、屋外給排水管、街灯、広告塔、独立煙突等
	建物附属設備	可動間仕切り、受変電設備、中央監視制御装置、予備電源設備、日除け設備、LAN配線、賃借人による内装等の造作等
第2種	機械及び装置	顧客のための厨房、洗濯設備、機械式駐車場設備、各種製造設備、印刷設備、建設機械、農業用設備、太陽光発電設備等
第3種	船舶	釣り船、漁船、ボート、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬具、貨車等
第6種	工具、器具及び備品	測定工具、取付工具、型、机、椅子、キャビネット、ベッド、陳列棚、電気機器、ガス機器、パソコン、複写機、放送用設備、看板、金庫、美容・理容機器、医療機器、ビニールハウス等

※場合により種類が異なりますのでこの限りではありません。

3 申告書の提出

- 申告していただく方
 - 賦課期日(1月1日)現在、熊取町内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方。(他人に貸し付けている償却資産が熊取町内に所在している場合も含まれます。)
 - なお、申告書は資産の増減のない方、免税点未満(課税標準額の合計が150万円未満)の方も下記の方法で提出してください。
 - また、廃業・転出等の場合でもその旨を申告書の備考欄に記入の上提出してください。
- 提出していただく書類
 - ◎ 初めて申告される方及び電算申告される方 → 全資産申告
 - 次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。
 - (初めて申告される方は、直近年度の「減価償却資産の明細書」の写しを併せてご提出ください。)

申告の区分	提出書類	種類別明細書		留意点
		申告書	増加資産・全資産用	
申告する資産がある方	○	○		種類別明細書には熊取町内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○		×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

- ◎ 前年度以前に申告された方(電算申告は除く) → 増減申告
 - 同封した賦課期日(1月1日)現在の種類別明細書を参照し、増減資産を記入してください。
 - 次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	提出書類 申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産	減少資産	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産がある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した資産を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した資産を記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は、減少資産用種類別明細書に、それぞれ記入してください。
廃業・転出の方	○	×	×	申告書の備考欄に廃業・転出いずれかを記入し、その年月日を記入してください。

◎ 郵送による申告の場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

※ 前年中とは、前年の1月2日～賦課期日1月1日までの間をいいます。

※ 前年の1月1日以前の資産の増加・減少について申告漏れ等が見つかった場合は、今回その分も含めて申告してください。

※ 「該当資産なし」の場合でも、事業所把握のため必要ですので申告書の備考欄にその旨を記入してご提出ください。

4 申告にあたって注意していただくこと

○ 申告の必要がない資産

◎ 車両及び運搬具のうち自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、バイク、小型特殊自動車など

◎ ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、営業権その他の無形固定資産

◎ 牛、馬、果樹その他の生物(ただし、観賞用、興行用及びこれらに準ずるものは申告が必要です。)

◎ リース資産

リース会社などから借りている資産で所有者がリース会社になっている場合は、申告の対象外です。しかし、所有権留保付割賦販売の資産にかかる申告は、原則として買主が行うものとされています。

○ 申告が必要な資産で特に注意していただくもの

◎ 建物賃借されている方が施した内装、造作、建築設備等の資産

建物賃借された方(テナント)が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産につきましては、建物賃借された方(テナント)を所有者としてみなしますので、建物賃借された方が申告をしてください。

(地方税法第343条第10項)

また、その対象資産については省令で、附帯設備ではないものとして「主体構造部分」と、「家屋のうちで附帯設備であることが明らかなもの(建築設備等)」を除いたものとして、以下のものを規定しています。(地方税法施行規則第10条の2の15)

(木造家屋)外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

(非木造家屋)外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

◎ 家屋に施した建築設備、造作等のうち、償却資産として取扱うもの(4ページ項目8参照)

◎ 福利厚生施設(社宅、宿舍、寮等)の器具、備品、構築物など

◎ 遊休・未稼働の償却資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にあるもの

◎ 会計上は減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産

◎ 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても、現に事業の用に供しているもの

◎ 駐車場の舗装路面、フェンス等の資産(該当する資産がある場合は、構築物として申告してください。)

○ 少額償却資産の取り扱いについて

国 税 (法人税・所得税)	地方税 償却資産(固定資産税)
1 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満のものは、一時に損金(必要な経費)に算入可	⇒ 一時に損金(必要な経費)に算入されたものは課税客体としない
2 当該法人等の有する減価償却資産(取得価額20万円未満)を一括して3年間で損金(必要な経費)に算入可(「一括償却」)	⇒ 「一括償却」の対象とされたものは課税客体としない
3 個別償却	⇒ 課税客体となる

- その他の取り扱いについて
 - ◎ 短縮耐用年数について

国税局長の承認を受け短縮を行っている資産については、承認された耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。
 - ◎ 増加資産について

税務署長に増加償却の届出を行っている資産については、税務署に提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。
 - ◎ 圧縮記帳について

圧縮記帳は固定資産税においては認められておりません。従って圧縮記帳を行った場合は、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。
 - ◎ 改良費について

改良費については、その資産(本体部)には加算せずに、個別の資産として改良に要した価額を記入してください。
 - ◎ 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係について

決算日以降賦課期日(1月1日)までの資産の増減についても申告漏れのないように注意してください。
 - ◎ 消費税の取扱いについて

消費税の取扱いについては、税込み処理をしている場合は税込み価額を、税抜き処理をしている場合は税抜き価額をそれぞれ取得価額としてください。

5 虚偽の申告をした場合または申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合または正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金または過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、同386条)

6 実地調査のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、あらかじめご承知ください。

7 評価及び課税

- 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在、償却資産を所有されている方です。
- 決定価格

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。
- 課税標準額

熊取町内の賦課期日(1月1日)における全資産の評価額の合計が課税標準額となります。
ただし、課税標準の特例がある場合は、この特例率を乗じたものが課税標準額となります。
- 税率及び税額

税率は、1.4/100です。課税標準額(1000円未満切捨て)にこの税率を乗じた額(100円未満切捨て)が年税額になります。
- 免税点

課税標準額が150万円に満たない場合は課税されません。
ただし、免税点未満になると判断される場合でも申告は必要です。
- 評価額の算出方法
 - ① 前年中に取得したもの

取得価額×耐用年数に応ずる減価残存率 (※「9ページ減価残存率表」のとおり)
 - ② 前年前に取得したもの

前年度の評価額×耐用年数に応ずる減価残存率 (※「9ページ減価残存率表」のとおり)
以後毎年この方法により計算し、取得価額5%まで減価します。

8 建築設備における家屋と償却資産の区分

- 建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。
家屋の所有者と異なる者(テナント)が貸しビル・貸し店舗に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産として評価します。

- ◎ 独立した機器としての性格の強いもの(例:受変電設備)
- ◎ 特定の生産業務の用に供されるもの(例:工場の動力源である電気設備)
- ◎ 取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの(例:エアコン)

- 建築設備における一般的区分例

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	受変電設備	設備一式(配線を含む)	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	電力引き込み設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線、配管
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等	配線、配管等
	テレビ設備	受像機(テレビ)	テレビ共聴設備(アンテナ、ケーブル、配管等)
衛生設備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産又は業務用給水設備	屋内の給水設備
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用排水設備	屋内の排水設備
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器等)	中央式給湯設備(ボイラー等)
	衛生器具設備		屋内器具設備(大便器、小便器、洗面化粧台等)
空調設備	空調設備 換気設備	エアコン	中央空調設備一式、埋めこみ型の空調、換気扇、天井扇
消火設備	消火設備	消火器、ホース、ノズル	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカレーター
厨房設備	厨房設備	事業用の設備一式	キッチンユニット、流し台等

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

※ 区分が困難な場合は、固定資産税グループにお問い合わせください。

9 「わがまち特例」による償却資産の特例措置

- わがまち特例とは、地方税法の定める範囲内で、地方団体が地域の実情に応じて特例措置の期間や特例割合を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入されました。

熊取町税条例で定めた課税標準の特例割合等は次のとおりです。

- ◎ 家庭的保育事業用設備(法第349条の3第27項)
{特例割合:1/2}
- ◎ 居宅訪問型保育事業用設備(法第349条の3第28項)
{特例割合:1/2}
- ◎ 事業所内保育事業設備(法第349条の3第29項)
{特例割合:1/2}
- ◎ 水質汚濁防止法に規定する特定施設等(法附則第15条第2項第1号)
(沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置等)
{令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の特例割合:1/2}

- ◎ 太陽光発電設備（適用期間：3年）（法附則第15条第25項第1,3号イ）
 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、経済産業省所管の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの）
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の1,000kw未満の特例割合：2／3}
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の1,000kw以上の特例割合：3／4}
- ◎ 風力発電設備（適用期間：3年）（法附則第15条第25項第1,3号ロ）
 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備）
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の20kw未満の特例割合：3／4}
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の20kw以上の特例割合：2／3}
- ◎ 水力発電設備（適用期間：3年）（法附則第15条第25項第3号ハ、同項第4号イ）
 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備）
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の5,000kw未満の特例割合：1／2}
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の5,000kw以上の特例割合：3／4}
- ◎ 地熱発電設備（適用期間：3年）（法附則第15条第25項第1号ハ、同項第4号ロ）
 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備）
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の1,000kw未満の特例割合：2／3}
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の1,000kw以上の特例割合：1／2}
- ◎ バイオマス発電設備（適用期間：3年）（法附則第15条第25項第1号ニ、同項第4号ハ）
 （電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備）
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の10,000kw未満の特例割合：1／2}
 {令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の10,000kw以上20,000kw未満の特例割合：2／3}
- ◎ 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設用設備（適用期間：なし）（法附則第15条41項）
 {施行日（令和3年7月15日）～令和9年3月31日取得の特例割合：1／3}

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法(記入例)

緑色

※資産の異動がない場合、提出の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う方(事業所)は、必ず種類別明細書(増加資産・全資産用)を提出してください。

・申告年度を記入してください。

・資産の数量を記入してください。

・資産を取得した年月を記入してください。
・年号は、「1. 明治」「2. 大正」「3. 昭和」「4. 平成」「5. 令和」の番号を記入してください。

・該当する番号を記入してください。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

・資産の名称及び規格を記入してください。
※カタカナだけでなく漢字・かな等で記入していただきます。

・当該資産の取得価額を記入してください。
※「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。
※法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。
・中古資産について、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記入してください。

・氏名又は名称を記入してください。
・種類別明細書(増加資産・全資産用)については、「3枚のうち、2枚目」というようにページ数をつけてください。

令和 年度

所有者コード ※

記入不要

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	減価残存率	価額				課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要	
					年	月	日	十	百	千	円			十	百	千	円					
01	1		アスファルト舗装路面	1	4	2	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3・4	○	
02	1		植栽	1	4	1	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3・4	○	申告もれ
03	6		エアコン	1	0	4	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	3・4	○	
04																						
05																						
06																						
07																						
08																						
09																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
小計				1	2					5	5	0	0	0	0	0	0	0	2	3・5		

電算処理により全資産申告を行う方(事業所)以外は記入する必要はありません。

所有者名 熊取 太郎

枚のうちの 1 枚

・資産が増加したことについて該当する番号を○で囲ってください。
1. 新品
2. 中古取得
3. 移動による受入
4. その他

※「4. その他」に、該当する場合は、摘要欄に具体的に事由を記入してください。(例)申告もれ等

・当該資産について、次のような事項を記入してください。
①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例:法第349条の3第1項)
②割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
③耐用年数の変更があった場合にその旨の表示
④短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
⑤増加償却を行っている資産については、その旨の表示
⑥その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

- 7 -

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの		前年中 ① 取得のもの	前年前 ② 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977